



甲州市広報

Public Relations

2022

こうしゅう 9

No.203

豊かな自然 歴史と文化に彩られた 果樹園交流のまち 甲州市



デラウェアの収穫作業

先人から受け継いだ技術を守り、伝え、今年もぶどうの季節が始まりました

世界農業遺産に認定

峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システム



問 農林振興課 果樹農林担当 ☎32-5092



世界農業遺産 4つのポイント!

世界農業遺産とは？

世界的に重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を、国連食糧農業機関(FAO)が認定する制度。世界では22カ国67地域、日本では今回の峡東地域を含めて13地域が認定されています。

認定されるとどうなるの？

峡東地域がさらに国内外で知られることによって、観光振興や農業振興につながることを期待されます。また、農作物や加工品のブランド化などが進むことで、地域の魅力向上、農業の担い手の増加、地域経済の活性化も見込まれます。

制度の目的は？

世界的に重要な農業上の土地利用、景観、生物多様性の保全が目的。地域に伝わる農業や伝統的・文化的資源を活用しながら、生物多様性の保全や生物資源の持続的な利用を図ります。

認定後の規制は？

特に規制や制限がかけられることはありません。認定後は遺産の核となる農業システムを保全していく事業を進めていきます。

農業関係者の皆さまに感謝

峡東地域世界農業遺産推進協議会が、FAO(国連食糧農業機関)に申請していましたが「峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システム」が、7月18日に世界農業遺産に認定されました。

平成27年に峡東地域世界農業遺産推進協議会が立ち上がり、認定に向け7年余り、多くの方からご支援ご協力いただいた活動がついに実を結んだものでございます。まずは、これまでご協力いただいた皆さま、そして農業関係者の皆さまに心から感謝申し上げます。

認定の一報を受け、大変嬉しく、また、安堵するとともに、地域の農業発展に対する期待の高まりに身が引き締まる思いであります。今後は伝統的な果樹栽培の保全により一層力を入れ、歴史と文化が根づく地域の魅力をさらに広げてまいりたい所存です。

甲州市、ひいては峡東地域全体の農業が、さらに発展するよう努めてまいりますので、引き続き、市民の皆さまのご協力をお願いいたします。

甲州市長(峡東地域世界農業遺産推進協議会会長)

鈴木幹夫



世界農業遺産 認定までの経過

- 平成27年 10月 峡東地域世界農業遺産推進協議会設立
- 平成28年 9月 農林水産省へ申請書提出
10月 世界農業遺産シンポジウム開催
- 平成29年 3月 日本農業遺産へ認定(世界農業遺産の承認申請は見送り)
- 5月 平成29年度峡東地域世界農業遺産推進協議会で世界農業遺産への再申請の方針を決定
- 11月 世界農業遺産シンポジウム開催
- 平成30年 5月 日本農業遺産のロゴマークを制定
- 6月 農林水産省へ申請書提出
- 8月 農水省による1次審査通過
- 10月 世界農業遺産等専門家会議による現地調査



- 12月 世界農業遺産セミナー開催
- 平成31年 1月 農水省による2次審査
- 2月 世界農業遺産への認定申請が承認される

- 令和元年 10月 農水省からFAOへ申請書提出
- 11月 世界農業遺産セミナー開催
- 令和3年 2月 「甲州式ブドウ棚」ワークショップ開催
- 10月 生き物観察会開催
- 日本農業遺産オンラインツアー開催

- 令和4年 2月 日本農業遺産散策イベント開催
- 3月 世界農業遺産セミナー開催
- 石積み体験会開催
- 6月 FAOの科学助言グループ(SAG)による現地調査

- 7月18日 世界農業遺産へ認定



①大藤地域の桃畑 ②モザイク状に色づく秋のブドウ畑 ③甲州式ブドウ棚の説明を受けるSAGのバトリシア・プスタマンテ氏 ④⑤⑥甲州市産の果実



2度目の挑戦 日本農業遺産から世界農業遺産へ

山梨県と峡東3市(山梨・笛吹・甲州)でつくる、峡東地域世界農業遺産推進協議会が、国連食糧農業機関(FAO)に認定を申請していた「峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システム」が、ついに世界農業遺産に認定されました。

峡東地域の農業を世界にPRしようと、平成29年度中の認定を目標に、平成27年10月に峡東地域世界農業遺産推進協議会を立ち上げました。翌28年9月には「盆地に適応した山梨の複合的果樹システム」と題した申請書を農水省に提出。世界農業遺産の日本版である「日本農業遺産」には認定されたものの、世界農業遺産への申請は農水省の承認が得られず見送りに。この経験を生かし、地域特有の扇状地の地形や甲州式ブドウ棚に着目するほか、草生栽培の生物多様性への寄与などを盛り込み、平成30年に「峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システム」とし、再度申請書を提出しました。平成31年2月に、農水省の承認を得て世界農業遺産の候補として認められた後、同年10月に同省を通じてFAOに申請書を提出。通常であれば遅くとも1年以内に行われ

るFAOの科学助言グループ(SAG)による現地調査が、新型コロナウイルスの流行により先送りとなっていました。が、ようやく本年6月にバトリシア・プスタマンテ調査委員が来日。3市の畑を案内し、作業工程や特徴的な果樹栽培方法などを説明しました。

世界に認められた農業システム

調査が終了してから1カ月後の7月18日、FAOによって認定が公表されると、各地から喜びの声が上がりました。

「小規模な家族農業が、丹念に作り上げた優れた栽培技術を通して、狭い地域で収益性の高い農業経営を実現し暮らしを豊かにしてきた峡東地域は、ユニークかつ傑出した世界的にも重要な農業システムである。(FAOホームページより抜粋)」

落選や中断など、紆余曲折を経た挑戦は、7年をかけてついに実を結びました。

認定はゴールではなく新たなスタート。世界に認められた「果樹農業システム」に住民が誇りを持ち、地域経済の活性化に貢献し続けられるよう、特色ある栽培方法やそれらが織りなす美しい景観を、皆で守っていかねければなりません。

令和3年5月から避難情報等が変更になっています。

避難指示で必ず避難 避難勧告は廃止されました

警戒レベル	新たな避難情報等	過去の避難情報等
5	 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
4	 避難指示 ※2	避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 高齢者等避難 ※3	避難準備・高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

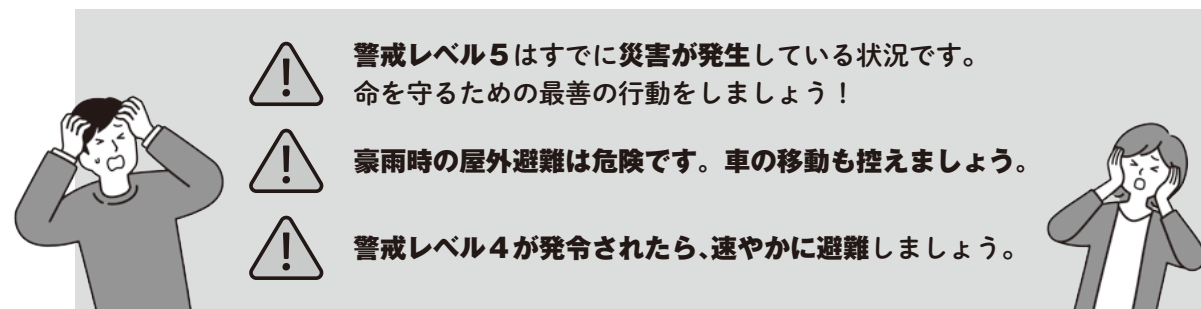
※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、
すでに安全な避難ができず
命が危険な状況です。
**警戒レベル5緊急安全確保の
発令を待ってはいけません！**

避難勧告は廃止されました。
**警戒レベル4避難指示で
危険な場所から全員避難
しましょう。**

避難に時間のかかる
高齢者や障害のある人は、
**警戒レベル3高齢者等避難で
危険な場所から避難
しましょう。**

出典:内閣府(防災担当)



昨今の異常気象により、水害や土砂災害が多く発生しています。

令和元年東日本台風以上の災害が、甲州市でもいつ起こるかわかりません。平時から「自らの命は自らで守る」という意識で準備をしておきましょう。

災害が起きる前に確認しておきたいこと

自分の住んでいる場所が、避難の必要な危険区域かハザードマップで再確認しましょう。
 自宅の安全が確保できる場合は在宅避難が原則です。在宅避難に必要なおおむね7日分の水や食料のほかに、生活必需品や防災用品、マスク、消毒液、体温計などの感染症対策用品を備蓄しておきましょう。新型コロナウイルス感染症流行初期はマスクや消毒液も不足し、物が買えないトラブルがありました。また、台風が近づくと防災用品や食料が品薄になります。日ごろから備蓄品をチェックし食料は定期的に食べ、消費した分を補充する習慣(ローリングストック)を身につけましょう。
 立ち退き避難が必要な区域にお住いの方は、避難先として、市の指定避難所のほかに、安全な親戚・知人宅や地区集会所に分散避難できないか事前に確認しておきましょう。

災害が差し迫ってきたら

市から「高齢者等避難」や「避難指示」の避難情報が発令されても自宅が安全な方は、避難所に避難する必要はありません。自宅に留まる在宅避難をしましょう。災害が差し迫った状況で危険な場所にいる方は、躊躇なく避難しましょう。その際は、非常時持ち出し品のほかに感染症対策用品も携行しましょう。特定の避難所に多くの人が集まらないよう分散避難し、感染リスクを抑えましょう。

避難所での留意事項

避難所生活は集団生活となるため、感染のリスクも高くなります。マスクの着用、手洗い、咳エチケットなどの基本的な感染防止策の徹底を実践しましょう。
 指定避難所では検温や体調チェックを実施します。発熱等で感染が疑われる方は医療機関を受診後、一般避難者とは別に専用のスペースで生活し健康観察を継続します。



内閣府発行チラシ(内閣府HPでも確認できます) いろいろな情報が出ています。常日頃確認をしましょう！

- 甲州市洪水・土砂災害ハザードマップで危険箇所と避難所の位置を確認しましょう。
甲州市ホームページでもご覧になれます。
- メール配信サービス
甲州市の防災行政放送を、携帯メールやパソコンで確認できる配信サービスです。
※右の登録用QRコードまたは市ホームページをご覧ください。
- 甲州市公式LINEアカウントでは防災情報や行政情報を配信しています。
- 電話応答サービス
防災行政無線で放送された内容を、電話で確認できるサービスです。
☎0553-33-9900から音声で聞くことができます。
- 国土地理院サイト「重ねるハザードマップ」では全国ハザードマップが詳細に確認できます。
ハザードマップポータルサイト <https://disaportal.gsi.go.jp/>
- 気象庁防災サイト「キキクル」でお住いの地域の詳細な雨雲の動きや土砂災害・洪水の危険度分布を確認することができます。
気象庁／あなたの街の防災情報 <https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=rainlevel>



甲州市HP



メール配信



LINE

気象庁「キキクル(危険度分布)」表示方法の変更

大雨災害時に自分のいる場所にどれくらいの危険が迫っているのかについて、地図上に表示される「色」で危険度を知ることができる気象庁ホームページの「キキクル(危険度分布)」の表示方法が6月30日から変更になりました。

災害が切迫した警戒レベル5「黒」の段階が追加され、避難の合図である警戒レベル4「うす紫・濃い紫」が「紫」へ統合されました。

新たに追加された「黒」の段階は、大雨特別警報を発表する基準値にも用いられるもので、災害がすでに発生しているか、災害が切迫している段階(警戒レベル5)に相当します。

また、「紫」の段階は、災害発生の危険が迫っている段階で、すぐに避難をするなど命を守る行動を促す段階(警戒レベル4)に相当します。

キキクルの色	警戒レベル	これまでのキキクルの色	警戒レベル
黒 災害切迫	5相当	濃い紫	—
紫 危険	4相当	うす紫	4相当
赤 警戒	3相当	赤	3相当
黄色 注意	2相当	黄色	2相当
白(水色) 今後の情報等に留意	—	白(水色)	—

特別警報基準値超過を「黒」で表示
警戒レベル4の「紫」と一致

- 災害の備えチェックアンケートにご協力ください。
右のQRコードから回答をお願いします。
- 防災速報アプリ(無料)
「Yahoo!防災速報」アプリから甲州市の情報がプッシュ通知できるようになりました。
その他にも、防災情報が配信されています。ぜひダウンロードを！
- 災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板
災害時の安否確認に有効な方法です。いざという時にスムーズに使えるよう、無料体験期間【毎月1日・15日・三が日・防災週間(8/30～9/5)、防災とボランティア週間(1/15～1/21)】に練習しておきましょう。



アンケート



防災速報



NTTドコモ



au



ソフトバンク

災害用伝言ダイヤル	録音	171をダイヤル	音声ガイダンスが流れます	「1」をプッシュ	自分の電話番号を市外局番から入力
	再生	171をダイヤル	音声ガイダンスが流れます	「2」をプッシュ	相手の電話番号を市外局番から入力

災害に対するご家庭での備え ～これだけは準備しておこう！～



家具の置き方、工夫していますか？

大地震が発生したときには「家具は必ず倒れるもの」と考えて、転倒防止対策を講じておく必要があります。



食料・飲料などの備蓄、十分ですか？

電気やガス、水道などのライフラインが止まった場合に備えて、普段から飲料水や保存の効く食料などを備蓄しておきましょう。



非常用持ち出しバッグの準備、できていますか？

非常時に持ち出すべきものをあらかじめリュックサックに詰めておき、いつでもすぐに持ち出せるようにしておきましょう。



ご家族同士の安否確認方法、決まっていますか？

別々の場所にいるときに災害が発生した場合でもお互いの安否を確認できるよう、日頃から安否確認の方法や集合場所などを、事前に話し合っておきましょう。



避難場所や避難経路、確認していますか？

いざ災害が起きた時にあわてずに避難するためにも、お住まいの自治体のホームページや国土交通省ハザードマップポータルサイトなどから防災マップやハザードマップを入手し、避難場所、避難経路を事前に確認しておきましょう！

出典：首相官邸ホームページ <https://www.kantei.go.jp/jp/headline/bousai/sonae.html>

防災士をご存じですか？

防災士をご存じですか？

防災士とは「自助」「共助」「協働」を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、日本防災士機構が認証した人です。

1. 自助－自分の命は自分で守る。
2. 共助－地域・職場で助け合い、被害拡大を防ぐ。
3. 協働－市民、企業、自治体、防災機関等が協力して活動する。

市内でも防災士の資格を有した方が数多くいます。個々の自助から共助、協働とつなげるべく、この度、市内の防災士による甲州市防災士連絡会が立ち上がり、8月25日(木)に設立総会が開催されました。組織としての第一歩。今後の活動に注目が集まります。

甲州市防災危機管理アドバイザーをご活用ください

市では、危機管理体制の整備と地域防災力の向上を図るため、防災危機管理アドバイザーを設置しています。

地区の防災講習会の講師を探している場合や、地域防災についてのアドバイスがほしい場合等、防災危機管理アドバイザーが協力しますのでお気軽にお声掛けください。

講習内容の一例

- ・災害が起きる前の対策(非常持ち出し品・備蓄品の準備)
- ・情報の活用(情報収集ツールの活用)
- ・住民救助
- ・避難時の心構え
- ・体力の維持(要支援者にならないために)



防災士 竹内 茂雄(73歳)
〈経歴〉
元塩山消防署長
山梨県立防災安全センター6年間勤務

9月1日～30日は障害者雇用支援月間です

障害がある方の雇用と就労を進めています

障害者の雇用者数は、全国で59万7,786人(令和3年6月1日現在)となり、過去最多となっています。

就労する障害者に関して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)では、障害者の差別禁止および合理的配慮の提供について定めており、令和3年5月の改正により、合理的配慮の提供が「努力義務」から「義務」になりました。障害者からの意思の表明があった場合に、過重の負担にならない範囲で、障害者の性別・年齢、障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮をしなければならないこととされています。

障害者の就労意欲は近年急速に高まっており、障害者がその意欲と能力に応じて働くことができるよう、雇用の促進を図っていくことが必要であり、さまざまな取り組みを進めています。

就労を希望する方の支援

✕ 障がい者就業・生活支援センターコピット ☎39-8181

福祉施設、専門機関等と連携し、就労から職場定着までを支援しています。

✕ トライアル雇用

まず短期の施行雇用で仕事や職場を経験した後、一般雇用への移行を促進します。

✕ ジョブコーチ(職場適応援助者)

障害者の方が円滑に職場に適應できるよう、コミュニケーションや仕事の進め方など、障害特性に合わせた支援を行います。

障害者雇用に取り組む事業者への支援

✕ 障害者雇用率制度

従業員43.5人以上で1人の障害者を雇用することが義務付けられています。

✕ 職場環境の整備等の助成(障害者雇用納付金制度)

障害者雇用を継続するための費用の一部助成を行います。

✕ 障害者雇用に関する相談・支援

雇用管理上の課題を分析、専門的な相談や助言を行います。



福祉就労

✕ 就労継続支援A型

事業所と利用者が雇用契約を結び、毎月定められた賃金が支払われる支援事業です。

✕ 就労継続支援B型

雇用契約は結ばず、行った作業に対する工賃だけが支払われる支援事業です。

✕ 就労移行支援

一般の会社や事業への就職を目指すことを前提とした支援を行います。就職活動に向けた準備や無理なく働いていける仕事探しのサポートなどに重点をおいています。

☎ 福祉総合支援課(相談支援担当) ☎32-0285

申請はお済みですか？

9月30日(金)まで

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した世帯に対し、1世帯当たり10万円の現金を給付しています。

●給付対象者 次の1、2、3を全て満たす世帯

- 1 令和4年度の住民税均等割が課されている世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年1月～令和4年9月までの期間の「任意の1カ月の世帯全員の年収見込額」が住民税非課税相当水準以下にあると認められる世帯
- 2 申請時点で甲州市に住民登録がある世帯(基準日<令和3年12月10日>)において日本国内に住民登録がある方に限る)
- 3 甲州市または他市区町村で住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象となっている世帯の者を含む世帯ではないこと

※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入の減少は対象外です。

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額が早見表の金額以下であることを指します。

＜早見表＞

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身または扶養親族がいない世帯	93.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	168.3万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	209.9万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	249.9万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

※住民税が課税されている方の扶養親族等(専従者も含む)のみで構成される世帯は対象外です。

●給付金額 1世帯につき10万円

●申請方法 甲州市役所政策秘書課窓口または市ホームページから申請書類を取得してください。住民税非課税相当であることが分かる書類(給与明細等)を添付のうえ、甲州市役所政策秘書課へ提出してください。

●受付期限 家計急変世帯 令和4年9月30日(金)まで

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に対するお問い合わせ

○内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

☎0120-526-145(平日 午前9時～午後8時)

○政策秘書課

政策調整担当 ☎32-5064(平日 午前8時30分～午後5時15分)

詐欺に注意!!

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関して市や内閣府などが現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることや、受給にあたり、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。不審な電話や郵便、メールなどが届いたら、市や最寄りの警察署にご連絡ください。

② 窓口2割負担の導入にかかる配慮措置

負担割合が1割から2割に変更となる方は、令和4年10月1日から3年間に限り、1カ月の入院医療費を除く外来医療費の自己負担の増加額を3,000円までに抑える措置(配慮措置)が講じられます。

〈例:外来医療にかかる1カ月の医療費が5万円の場合〉

	外来医療に係る医療費	外来医療の窓口自己負担額	増加する自己負担額	配慮措置による支給額
窓口負担割合が1割の時 (負担額等の計算式)	5万円	5,000円 (5万円×1割)	—	—
窓口負担割合が2割の時 (負担額等の計算式)	5万円	1万円 (5万円×2割)	5,000円 (1万円-5,000円)	2,000円 (5,000円-3,000円)

例の場合、窓口負担割合が2割に変更することで、窓口での支払額が5,000円から1万円となりますが、増加した自己負担額5,000円のうち、3,000円を超える2,000円は自己負担額の増加抑制措置によって、高額療養費として払い戻しされます。

なお、高額療養費による払い戻しを遅滞なく行うため、配慮措置の対象となる方のうち、高額療養費の振込先がわからない方に対して、令和4年9月(予定)に高額療養費支給のための申請書をお送りします。

③ 医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせ

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等を受け付けるコールセンターが設置されています。ご不明点等は、厚生労働省コールセンターにお問い合わせください。

●厚生労働省コールセンター ☎0120-002-719(午前9時～午後6時 日曜・祝日を除く)

重層的支援体制整備事業 アウトリーチ等を通じた 支援事業を行っています



アウトリーチ等を通じた支援事業とは

○支援が届いていない人に支援を届ける

複数の分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。

○各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つける

各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つける。

○本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

本人と直接対面したり、継続的な関わりを持ったりするために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

アウトリーチ等事業の基本的な考え方

●長期にわたりひきこもり状態にあるなど、複雑化・複雑化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに否定的な人に支援を届けるための事業

●本事業で支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であることを踏まえ、本人と関わるための信頼関係の構築や、つながりの形成に向けた支援を行う。

(出典:厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課資料)

☎ 福祉総合支援課 相談支援担当 ☎32-2111(内1221)

※秘密は厳守します

後期高齢者医療被保険者証 9月下旬に特定記録で郵送します

☎ 市民課 国保・年金担当 ☎32-5173

「後期高齢者医療制度」は、75歳以上の全ての方と65歳以上で一定の障害のある方を対象としている「医療制度」です。

この制度は、都道府県単位で「山梨県後期高齢者医療広域連合」が運営しています。

10月1日からの窓口負担割合の見直しに伴い、令和4年度に限り被保険者全員に対して後期高齢者医療被保険者証を2回交付します。

新しい被保険者証は、有効期限が令和5年7月31日で、色はあさぎ色(薄水色)です。9月下旬に特定記録にて郵送いたします。

この新しい被保険者証は、お手元に届いた日からお使いいただけます。ただし、令和3年度までの後期高齢者医療保険料を完納されていない方は、有効期限が短いものとなる場合があります。

現在お使いの被保険者証は、10月以降は使用できません。古い被保険者証は個人情報に記載されていますので、裁断するなどして廃棄していただきますようお願いします。

後期高齢者医療制度改正により窓口負担割合が変更になります

① 窓口負担割合の変更

令和4年10月1日から、医療費の窓口負担割合が1割負担の方のうち、一定以上の所得のある方は、負担割合が2割となります。

〈対象者の判定要件〉

所得要件等				自己負担の割合
課税所得 ^{※1} が145万円以上の被保険者 ^{※2} 及び同じ世帯の被保険者				3割 ^{※5}
上記以外の方	世帯内のすべての被保険者が、課税所得28万円未満の方			1割
	上記以外の方	世帯の被保険者数が1人の場合	「年金収入 ^{※3} + その他合計所得金額 ^{※4} 」が200万円未満の方	1割
			「年金収入 + その他合計所得金額」が200万円以上の方	2割
	上記以外の方	世帯の被保険者数が2人以上の場合	「年金収入 + その他合計所得金額」の合計が320万円未満の方	1割
			「年金収入 + その他合計所得金額」の合計が320万円以上の方	2割

※1「課税所得」とは、前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等を差し引いた後の金額です。

※2「被保険者」とは、後期高齢者医療保険に加入している75歳以上の方と、65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合が認定した方です。

※3「年金収入」とは、遺族年金や障害年金以外の公的年金収入で、公的年金等控除を差し引く前の金額です。

※4「その他合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額です。

※5 世帯の収入額が一定の要件に該当する場合、2割または1割負担となります。

「かかりつけ薬局」をお持ちですか？

●普段から何でも相談できる「かかりつけ薬局」をお持ちですか？

一つの薬局でまとめて相談できると、複数の医療機関から同じ薬が処方されていることに気づいたり、相互作用*が起きたりするのを防ぐことができます。

薬と健康に関して相談に乗ってくれますので、「かかりつけ医」と同様に「かかりつけ薬局」があると安心です。

いつでも気軽に相談できる「かかりつけ薬局」を決めましょう。

※注意を要する飲み合わせ

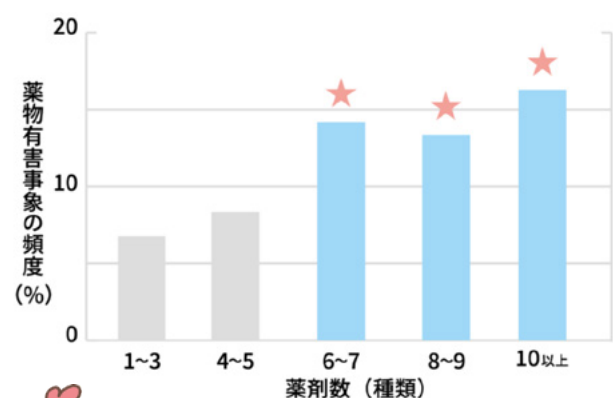


●お薬手帳は日頃の健康管理だけでなく、災害時にも役立ちます。

複数の薬を使用する場合は、飲み合わせによって副作用が強く出ることもあります。お薬手帳に使用している薬を記録しておく、飲み合わせのチェックや、次に薬が必要となったときの重要な情報となります。

災害時には、お薬手帳を携帯しておくことで、避難所等で常備薬がなくなった際などにも役立ちます。

加齢により病気が増えると、薬の量も増えてくる傾向にあります。また、6種類以上の薬を服用すると、身体への影響が出やすいというデータがあります。加齢により代謝・排泄機能が低下してくるので、注意が必要です(図)。



老年病科 入院データベース(n=2,412)
kojima T, et al: Geronto Int 2012;12:761-2. より引用)



気になる症状がでたときは、すみやかに相談！

●気になる症状がでたときは

「かかりつけ医」に相談しましょう。

○薬には副作用があります。薬を使用しているときは、体調の変化に注意し、気になる症状がでたときは、すみやかに相談しましょう。

○お薬手帳は1冊にまとめ、受診時には持参しましょう。

☎ 健康増進課 保健事業担当 ☎ 34 - 5436

令和4年6月の医療費
国保連診療報酬請求額基準

医療費全体 2億5,195万円(前年同月比 △1,390万円)
1人当たり医療費 2万9,645円(前年同月比 △613円)

成年後見制度をご紹介します



高齢化が進む中で、認知症やその他さまざまな疾病などにより判断能力が不十分となってしまう方も、今後増加することが予想されています。

判断能力が不十分になることで、

- ・預貯金や不動産など、自分自身の財産を適切に管理することが難しくなる
- ・福祉や医療サービスの手続き(適切なサービスの選定や契約等)を行うことができなくなる
- ・自己に不利益な契約を結んでしまうおそれがある(悪徳商法の被害)

などの不都合が生じるおそれがあります。

毎日の生活の中で、さまざまな判断や決定をするときに、1人では難しかったり心配だったりすることを一緒に手伝ってもらい、これらを未然に防ぐための制度が「成年後見制度」です。判断や決定を一緒に手伝ってくれる人を「後見人・保佐人・補助人」といい、判断能力の程度により、以下の三つの段階に分かれています。

01 財産管理やいろいろな判断が1人でもできるが不安がある

補助 ⇒ 制度を利用する方と相談しながら、補助人と一緒にさまざまな手続きをします。

02 日常的な判断や決定は1人でできるが、難しいことはわからない

保佐 ⇒ 難しいことについて、制度を利用する方の代理をして保佐人が手続きをします。

03 日常的な判断や決定も1人だけではできない

後見 ⇒ 制度を利用する方の代理をして、後見人がさまざまな手続きをします。

後見人の役割は？

大きく分けて二つあります。

1. 制度を利用する方の預貯金や不動産など、財産を適切に管理する
2. 生活上のさまざまなことに気を配って、安心して暮らせるようにする

後見人は誰が決める？

家庭裁判所が、制度を利用する方や身内の方などの意見を聞きながら、一番ふさわしい人を決めます。

主に、子や甥、姪などの身内の方か、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門家が選ばれます。家庭裁判所は、後見人の仕事を定期的にチェックして監督します。

問い合わせ先は？

甲州市地域包括支援センター ☎ 32 - 5600

成年後見制度の詳しいご案内や、実際の手続きのお手伝いをしています。お気軽にお尋ねください。

市では令和5年度入学予定児童（平成28年4月2日生～平成29年4月1日生）を対象に健康診断を行います。

9月中旬に保護者あてに通知を郵送しますが、届かない場合や内容等が不明な場合はご連絡ください。また、入学予定学校ごと、実施日・会場が異なりますのでご確認ください。

塩山北小・奥野田小・神金小・井尻小 入学予定児童

日 時 10月3日（月） 午後1時30分受付開始

会 場 塩山保健福祉センター

勝沼小・祝小・東雲小・菱山小・大和小 入学予定児童

日 時 10月6日（木） 午後1時30分受付開始

会 場 勝沼市民会館

塩山南小学校 入学予定児童

日 時 10月24日（月） 午後1時30分受付開始

会 場 塩山保健福祉センターおよび塩山南小学校（A・Bグループ分け）

大藤小・玉宮小・松里小 入学予定児童

日 時 10月24日（月） 午後1時30分受付開始

会 場 塩山保健福祉センター

※新型コロナウイルス感染症対策に十分配慮しながら実施します。保護者の皆さまのご協力をよろしくお願いします。

問 教育総務課 学校教育担当 ☎ 3 2 - 1 4 1 2



ご存じですか？「パッククッキング」

9月は防災月間です。災害時には、水道やガス、電気などのライフラインがストップすることもあるので、自宅に水やカセットコンロを備えておくことをおすすめします。

水道が使えない状況では、水はとても貴重です。「パッククッキング」は、耐熱性のポリ袋に食材を入れ、袋のまま鍋で湯せんする調理方法なので水を節約できます。調理が簡単な上、袋ごとに違う料理を一度に作れるので、時短テクニックとして普段からも役立ちます。

災害時にも役立つ「パッククッキング」に、お子さんと一緒にチャレンジしてみませんか？

「パッククッキングのメリット」

- ・湯せんの湯は使いまわしできるので、水が節約できる！
- ・1つの鍋で多種類の調理が同時にできる！
- ・1人～2人分を作ることができるため、好みやアレルギーなどの個別対応が可能！
- ・袋のまま食べれば、食器は不要で洗い物なし！後片付けも簡単！

ポリ袋で作るごはん パッククッキング

（甲州市食生活改善推進員レシピより）



炊飯器がなくても…
米・ポリ袋・鍋・水・カセットコンロがあればご飯を炊くことができます!!

〈材料1人分〉

米 …………… 80g ※計量できないときは、容器でお米を計り、同じ容器でお米の1.2倍の水を入れると、おいしく炊けます。例えば、小さな湯のみで作ると、約1合のお米がで上がります。
水（洗米用）… 約200ml × 2 ※ポリ袋は「高密度ポリエチレン」を使用しているもの。
水 …………… 120ml

〈作り方〉

- ① ポリ袋にお米を入れます。
- ② 200mlの水を①の袋に入れ、10回ほど下からもむようにしてお米を研ぎます。研いだら、お米をこぼさないように水を捨てます。これをもう一度繰り返します。
- ③ 2回洗米して水を捨てた袋の中に120mlの水を入れます。
- ④ 水を張った鍋に沈めて空気を抜き、なるべく上の方で袋の口を結びます。（時間があるときはここで30分以上おくと、いっそう美味しく食べられます。）
- ⑤ ④を強火にかけ、沸騰したらやや弱めに沸騰を保ったまま20分間加熱します。
- ⑥ 20分経ったら火を止め10分蒸らしたらでき上がりです。器がなくても袋を切ればそのまま食べることができます。



問 健康増進課 健康づくり担当 ☎ 3 3 - 7 8 1 2

歯周病と糖尿病「医科歯科連携始まっています」

鶴田歯科医院 鶴田好幸

「歯周病」、歯の周りの病気と書きますから歯の周りにある歯茎、歯の根を支えている顎の骨、このような歯の周辺部分の病気となります。

自分が臨床の場に出た当初、先輩の歯科医師から「糖尿病の患者さんは歯周病が悪化しやすい」と聞かされていました。現在では、糖尿病と歯周病が相互に悪影響を与えていることが、明確な医学的根拠を持って立証されています。昔の歯科医師は経験的にこのことに気付いていたようです。

ところで、歯周病も糖尿病も慢性疾患のため自覚症状が出難く、これらの疾患に罹患していても気付かないケースが多くみられます。そのため、糖尿病の治療を受けていても、歯周病が放置されていることで血糖の管理が困難になっている、または歯周病の治療を受けていても、糖尿病が隠れていて治療結果が芳しくなかった、あるいは両疾患共に放置されていたために重症化していた、という事例が見受けられます。

そこで山梨県では、平成26年度に山梨県医科歯科連携等推進検討会を設置し、平成28年度には糖尿病に関する医科歯科連携のための医科医療機関と歯科診療所との間で活用する診療情報提供書の様式や医療機関掲示用リーフレットおよび運用の手引きを作成し、平成29年度から実際に糖尿病に関する医科歯科連携の取り組みを開始しました。

糖尿病の疑いのある方は、必ず歯科も定期受診されてください。また、歯科受診で糖尿病が早期に見つかることもあります。歯周病検診は積極的に受けましょう。



問 健康増進課 健康企画・地域医療担当 ☎ 3 2 - 5 0 1 4



リサイクルどうして？シリーズ ～ その他プラ特集 ～



Q どうしてその他プラとペットボトルで
分別しなくてはならないの？

A 法律によって識別が
義務付けられているからです。

- ・容器包装リサイクル法により、飲料、酒類、特定調味料用のペットボトルにはペットボトルマーク、それ以外の容器包装のプラスチックにはプラマークの表示が義務付けられている
- ・ペットボトルは、同じ材質のボトルを集めやすいことから、別にリサイクルされている

※ペットボトルのラベルとキャップははがし、その他プラとして出してください。

Q どうして汚れのついているものは
出してはいけないの？

A 衛生上の問題や、リサイクルの質が
低下するからです。

- ・油や汚れが残っているものは、リサイクルできないことがある
- ・中身や水分が腐り、きれいな他の容器まで汚してしまうことがある

Q どうしてプラマークがついているもの以外は
出してはいけないの？

A 異物が混入する恐れがあり、危険だからです。

- ・その他プラは、容器包装リサイクル法に基づいてプラマークのあるもののみ分別収集している
- ・異物が入っていると選別が大変になり、場合によっては機械が壊れ、事故につながることもある

プラスチックをごみとして排出し、それを燃やすとCO₂が発生します。また、石油が原料であるプラスチックを製造する段階でもCO₂が発生します。リサイクルをすることで焼却するプラスチックを減らし、石油から作られるプラスチックを減らすことができるので、CO₂の削減につながります。ゼロカーボンシティの実現のため、その他プラの適正なリサイクルにご協力をお願いします。



その他プラの出し方



ごみ分別アプリをご利用ください

ごみの出し方や分別の仕方を市民の皆さまにわかりやすくご案内するため、スマートフォンでご利用いただける「ごみ分別アプリ」をリリースしました。QRコードからダウンロードできますので、ぜひアプリをご活用いただき、ごみの分別、リサイクルへのご協力をお願いします。



Androidの方



iPhoneの方



プライバシーポリシー

- ・アプリのダウンロードおよび利用は無料です。
- ・プライバシーポリシーは、市ホームページで公開しています。

☎ 環境課 ごみ減量・リサイクル推進担当 ☎ 33 - 4404

ゼロカーボンシティへ向けた取り組み 2 食品ロスをなくそう！編

まだ食べられるのに捨ててしまう食べ物のことを食品ロスといいます。日本の食品ロス量は、1人1日あたりおにぎり約1個分といわれています。家での料理の際は、食べきれる量を把握して作りましょう。また、飲食店では自分の食べられる量を注文し、残す場合は持ち帰りましょう。大量の食品ロスにより、廃棄処分するごみの増加だけでなく生産や流通時のコストも無駄になってしまいます。まずは、食べきれる量を買う、保存を工夫して、食べられるものを捨てない。さらには、フードバンク(食べ物を必要としている人に余剰食品をつなぐ役割)に寄付するなどで、食品ロスを減らしましょう。

市では家庭から出される生ごみ削減のために、コンポスターや生ごみ処理機の購入費の補助を行っています。コンポスターや生ごみ処理機を使うことで、ごみの減量化によるごみ処理コスト・CO₂排出の削減につながります。ぜひコンポスターや生ごみ処理機を活用してみてください。

年間のCO₂排出量削減

- 生ごみを可燃ごみとして処理せずに、コンポスター等で堆肥化した場合：約18kg/世帯
 - 一部の野菜・果物を地産地消した場合：約8kg/人
 - 一部の野菜を温室栽培から露地栽培とした場合(旬の食材)：約36kg/人
 - 家庭と外食の食品ロスがゼロになった場合：約54kg/人
- 参照：<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/>



甲州市全体で取り組むと年間約319万kgの二酸化炭素排出量削減になります。
※人口：30,149人 世帯数：約13,137世帯(R4.7.1時点)

生ごみ処理容器・生ごみ処理機購入補助

各家庭で出される生ごみを自家処理し、ごみの減量化と焼却による温室効果ガス排出削減を図るため、次に掲げる機器の購入費を補助します。

生ごみ処理容器(コンポスター・ボカシ容器)※1世帯につき2基

- 補助金額 1基あたり購入金額の3分の2(上限7千円)

生ごみ処理機(電動式)※1世帯につき1基

- 補助金額 購入金額の3分の2(上限3万円)
- 受付期限 令和5年3月31日まで※予算額に達した時点で受付を終了します。
- 申請方法 申請書に対象機器購入にかかる領収書と設置後の写真(生ごみ処理機を購入した場合は製品の保証書の写し)、振込先の口座情報が確認できるものの写しを添付し、提出してください。



☎ 環境課 環境対策担当 ☎ 33 - 4404

ウクライナ支援 映画「ひまわり」上映会

侵攻が続くウクライナの方を支援するための上映会を開催します。当日は募金箱を設置し、集まった金額をウクライナ支援のために寄付します。

※映画は字幕での上映となります。

内 容 1970年公開 イタリア映画
戦争が終わっても戻ってこない夫を探して、当時のソ連へ訪れた主人公の、悲しい愛の物語。題名の「ひまわり」は、作品の冒頭と、最後にも映し出されますが、物語の中盤に主人公が夫を探して各国の戦没者が眠る、一面の広大なひまわり畑を訪れる印象深い場面は由來します。このひまわり畑は、ウクライナで撮影されました。(上映時間107分)

日 時 10月9日(日)

1回目 開演午後2時(開場午後1時30分)

2回目 開演午後6時(開場午後5時30分)

会 場 甲州市民文化会館 ホール

定 員 300名

入場料 無料(入場チケットが必要です)

入場チケットのお申し込み

※抽選により配布します。

申込期間 9月5日(月)～15日(木)

申込方法 ご希望の上映会(1回目もしくは2回目)、住所、氏名、電話番号を明記し、以下のいずれかの方法でお申し込みください。

○甲州市役所市民課 市民参画協働担当

☎32-5583

※午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

✉shimin@city.koshu.lg.jp

○山梨市民・在学・在勤者

山梨市役所 地域資源開発課

☎22-1111(内線2373)

✉chiikishigen@city.yamanashi.lg.jp

その他

※当選者1名につき2枚のチケットを配布します

※抽選結果はチケットの発送をもって代えさせていただきます

※全席自由席となります

主 催 甲州市国際交流委員会

協 賛 山梨市国際交流促進委員会、

塩山シネマ



作品タイトル: ひまわり 50周年HDレストア版
配給: 宣伝: アンブラッド
コピーライト: © 1970 - COMPAGNIA CINEMATOGRAFICA CHAMPION(ITA) FILMS
CONCORDIA(FR) - SURF FILM SRL. ALL RIGHTS RESERVED.
出演: フィア・ロ・レ・マルティン・ロ・マティン・リュミエラ・サベリーエフ
監督: ヴィットリオ・デ・シーカ 制作: カルロ・ボンディ
撮影: ジュゼッペ・ロトマンノ 音楽: ヘンリー・マンシニ
1970年/イタリア/118分/カラー/モノラル2.0ch
提供: メタリオンメディア 配給: アンブラッド himawari-2020.com

☎ 甲州市国際交流委員会事務局(市民課 市民協働推進担当内)

☎32-5583

甲州市中央公民館開館40周年記念 映画「大河への道」上映会

甲州市中央公民館の開館40周年を記念して、2022年公開最新作品を無料上映します。

内 容

「伊能忠敬を主人公とする大河ドラマ」の企画実現を目指し、市役所職員が奮闘する様子がコミカルに、そして感動的に描かれています。企画を進めるうちに、驚きの事実が明らかになる…。江戸と令和、二つの時代を舞台に明らかされていく「初の日本地図」誕生秘話。ぜひ大ホールでの上映会をお楽しみください。【出演: 中井貴一、松山ケンイチ、北川景子 他】(上映時間112分)

日 時 10月16日(日)

開演午後2時(開場午後1時30分)

会 場 甲州市民文化会館 ホール

※開演10分前の入場をお願いします。

定 員 300名(全席自由)

入場料 無料(入場チケットが必要です)

入場チケット配布

9月15日(木)午前9時～配布開始

○甲州市民文化会館

※午前9時～午後5時(月・祝日、9月20日(火)、10月11日(火)を除く)

その他

○入場チケットは1人につき3枚まで。

○定員になり次第締め切ります。

主 催 甲州市教育委員会

(甲州市中央公民館)

協 賛 塩山シネマ



☎ 甲州市民文化会館(甲州市中央公民館)

☎32-1411

9月20日～26日は動物愛護週間

☎ 環境課 環境対策担当

☎33-4404

犬や猫などのペットは、飼い主の心を和ませ安らぎを与えてくれます。その一方で、無責任な飼い方によるトラブルや苦情は後を絶ちません。

9月20日(火)～26日(月)は動物愛護週間です。人間と動物がともに安心して暮らせるよう、犬や猫の飼い方についてこの機会に考えてみましょう。

猫の飼い方・犬のしつけ方教室

山梨県動物愛護及び管理連絡協議会県東支部では、猫の飼い方・犬のしつけ方教室を開催します。

開催日 9月24日(土)

会 場 山梨市民会館401会議室

猫の飼い方教室

講 師 林文明先生(ノア動物病院)

時 間 午前9時30分～11時30分

受 付 午前9時～

犬のしつけ方教室

講 師 小川容往先生(日本ペットドッグトレーナーズ協会)

時 間 午後1時30分～3時30分

受 付 午後1時～

申込先 環境課 ☎33-4404



飼い主がわかる目印をつけましょう

最近、迷い犬の中でもすぐに飼い主が見つからない犬が多くなっています。迷い犬が飼い主の元へすぐ戻るよう、以下のことにご協力をお願いします。

・注射済証や鑑札を首輪につける

・首輪に鑑札番号や電話番号を書く

※マイクロチップをつけるのも効果的です。

災害時に備え、ペットの防災対策を

もし災害が起こった時に、避難先で周囲の方に迷惑にならないように、日頃から無駄吠えをさせないなど、最低限のしつけをしておきましょう。また、餌や水(3日～4日分)、薬、ケージ、首輪、リード、ふんの処理袋等災害時に必要な生活用品を備えておきましょう。



ふん・尿は飼い主が責任をもって始末しましょう

トイレは外出前に済ませましょう。外出時には、ふん・尿を始末する道具を携帯するようにしましょう。ふんは自宅に持ち帰りましょう。

リードにつなぎましょう

放し飼いにすると、人に危害を加える恐れがあるだけでなく、交通事故の危険性もあります。リードは命綱になります。

登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です

生後91日以上犬には、市役所への登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。また、死亡や所有者の変更の際も市役所で手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。



室内で飼いましょう

猫は上下運動ができる環境であれば、室内でもあまりストレスを感じません。交通事故や伝染病、近所へのふん尿やいたずらの防止にもなります。

飼い主のいない猫について

餌を自宅の敷地内で不適切に与え続けると地域に定着し、空き家等をすみかにします。また、複数頭で活動し猫にとっても人間にとっても悪影響を及ぼします。飼い主のいない猫にエサを与えている方は、ふん・尿・食べ残しなどで近所に迷惑をかけることがないように以下のことを守り、適切なエサやりをしましょう。

・エサは容器に入れる

・与える場所、時間帯を決めて与える

・食べ残しや容器はその都度片づける

※エサを置きっぱなし、ばらまく等は近隣に迷惑をかける不適切でむやみなエサやりです。

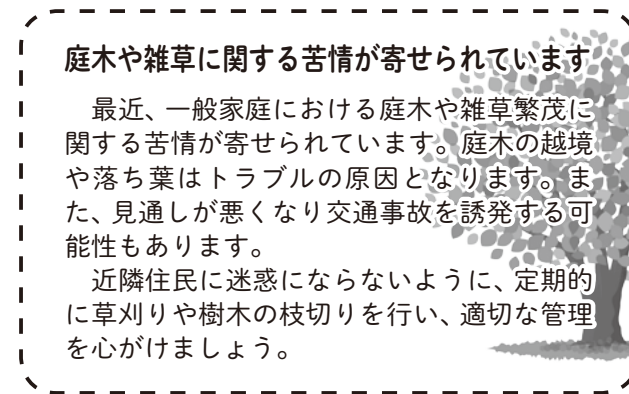
また、餌をあげている方は猫用トイレを設置しましょう。猫は決まった場所で排泄する習性があります。トイレを設置し、きれいにして近隣にふん尿被害を出さないようにしましょう。

去勢・不妊手術に助成をしています

猫の繁殖力はとても強く、次々と子猫が生まれ、生まれた子猫は野良猫として厳しい生活を送ることになります。去勢・不妊手術を実施することで、子猫の不幸な繁殖を防ぐとともに、発情期の鳴き声や尿などの問題行動や迷惑行為を抑えることができます。一代限りの命を全うさせて、飼い主のいない猫を増やさないようにしましょう。今年度のみ頭数制限なしで、手術費用の一部(メス1万5,000円、オス1万円)を助成しています。申請書は市のホームページからダウンロードできますので、お早めにお申し込みください。

また、去勢・不妊手術を目的とした捕獲器の貸し出しも行っています。詳しくは環境課にお問い合わせください。

野良猫の数を減らすためには適切なエサやりと去勢・不妊手術が必要です。エサをあげているか否かに関わらず、地域で協力して去勢・不妊手術をすることをご検討ください。人と地域猫が共生していくために過度な繁殖を避けましょう。



庭木や雑草に関する苦情が寄せられています

最近、一般家庭における庭木や雑草繁茂に関する苦情が寄せられています。庭木の越境や落ち葉はトラブルの原因となります。また、見通しが悪くなり交通事故を誘発する可能性もあります。

近隣住民に迷惑にならないように、定期的に草刈りや樹木の枝切りを行い、適切な管理を心がけましょう。



ブドウ泥棒は許さない 盗難防止一斉パトロール

8月16日、市消防団などは、近く収穫期を迎える高級ブドウの盗難を防ぐため、夜間パトロールを開始しました。市役所勝沼支所での出発式で、鈴木市長は「すでに果樹の盗難被害が発生しており、今年は一層の警戒が必要」とあいさつ。その後、警察署員や消防団員らが、市内のブドウ畑を不審車両等がないか確認しながら巡回し、警戒にあたりました。

甲州市競争入札参加資格定期審査を実施します

甲州市の入札参加資格審査は、山梨県市町村総合事務組合で共同処理を実施しており、次のとおり令和5・6年度分の資格審査を行います。資格の取得を希望する場合は、期間内に必ず申請してください。申請期間を過ぎると、1年後に予定している令和6年度分の資格審査(中間審査)まで資格取得することができなくなります。

- 定期審査実施内容公開 9月1日(木)※組合ホームページに掲載します。
 - 審査申請受付期間 10月3日(月)～10月28日(金)
 - 申請書類提出期間 10月31日(月)～11月16日(水)
 - 審査対象職種 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品製造・役務提供等
- ※申請および申請書類提出の期間が異なり、期間外は受付できませんのでご注意ください。

事前準備として、次のとおり定期審査に係る事業者説明会を開催します。詳細は組合ホームページに掲載しています。参加を希望する場合は「やまなしくらしねっと電子申請サービス」からお申し込みください。

- 開催日 9月15日(木)・16日(金)・20日(火)
- 開催回数 6回(各日2回・午前の部／午後の部)
- 会場 山梨県自治会館 1階講堂(甲府市蓬沢1-15-35)
- 定員 各回80名(定員になり次第締め切ります)
- その他 資料は9月1日(木)に組合ホームページに掲載します。印刷してお持ちください。

○組合ホームページ <https://www.ysc-yamanashi.or.jp/>
※インターネット環境をお持ちでない方は、組合までお問い合わせください。

山梨県市町村総合事務組合 業務課(山梨県自治会館2階) ☎055-268-3446



釣れたよ！取れたよ！ 川釣り体験で自然を満喫

7月30日、甲州市アドベンチャークラブ実行委員会は、日川溪谷レジャーセンターで川釣り体験を行い、小学校1年生～3年生の15名が、自然の中で釣りなどを楽しみました。

釣り糸を垂らすと真剣な表情でウキを見つめ、釣り上げるたびに満面の笑みで釣果を教えてくださいました。つかみ取りも実施。釣りでは魚に触れなかった子どもも、びしょ濡れになりながら、逃げるニジマスを追いかけていました。



水上を駆ける！ SUP(スタンドアップパドルボード)体験

7月23日、甲州市アドベンチャークラブ実行委員会は、勝沼B&G海洋センターで、わくわくSUP(サップ)体験を行い、小学校4年生～6年生の12名が参加しました。

SUPは専用のボードの上に立ち、パドル(かい)を漕いで水上を進むウォータースポーツです。初めのうちは座ったままパドルを使って進むのに悪戦苦闘。講師のアドバイスを受けると、最後には立ち上がって自由に水上を動けるようになりました。



戦争の惨禍と平和の尊さ わだつみ平和文庫を開放

8月14日、戦没学生の手記「きけわだつみのこえ」の編者、故中村克郎さんが集めた戦争関係の資料を収蔵する、わだつみ平和文庫を一般開放しました。

訪れた人は、戦争の惨禍を伝える貴重な資料を手に取り、熱心に眺めていました。

甲州市中央公民館には、手記や手紙などを中心に、平和文庫収蔵の資料が常時展示されています。



白熱！ 真夏のかるた大会

8月7日、甲州市生涯学習市民協議会は、夏休み！かるた大会を開催しました。

小学生22名が参加。感染症対策のため、特製の「かるた棒」を使って甲州市ふるさとかるたを取り合い、暑さに負けない熱い戦いが繰り上げられました。別室では、コマ回しやけん玉なども体験。戸惑いながらも徐々に熱中し、普段とは違う遊びで夏休みの思い出を作りました。

● 山梨県後期高齢者医療広域連合
川柳作品募集

● 後期高齢者医療制度への関心を高めるため、川柳作品を募集します。
テーマ「私の趣味」

● 山梨県後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上の方または65歳〜74歳で一定の障害がある方）募集期間
9月1日（木）〜10月14日（金）
作品（1人2点まで）、ペンネーム、住所、氏名（ふりがな）、年齢、電話番号

● 9月15日は「老人の日」
15日〜21日は「老人週間」です

● 多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛するため、9月15日を「老人の日」また9月15日〜21日までの1週間を「老人週間」として、全国で敬老行事が行われます。
甲州市では9月21日に、本年度中に100歳になる方を対象として、市長および福祉関係者による慶祝訪問を実施します。また、9月15日現在、88歳の方および101歳以上の方にお祝い金等を贈呈します。
なお、市内在住で本年度100歳を迎える方は、8月1日現在23名です。

● ※ お祝い金の贈呈は、引き続き1年以上市内に住所を有する方が対象です。

● 子育て・福祉推進課 福祉推進担当
☎32・2111（内1522）

● 令和4年 就業構造基本調査

● 総務省統計局では、10月1日を基準日として、日本の就業・不就業の実態を明らかにする、就業構造基本調査を実施します。
政府の重要な調査として統計法に定められた基幹統計調査で、調査結果は、雇用政策、経済政策などの企

● 号、職業を郵送（はがきまたはメール（件名は「川柳応募」としてください）で応募ください。

● 展示等でお名前を使用させていただく予定です。本名での記載を希望されない方は、必ずペンネームをお書きください。

● ※ 受賞者には令和5年1月頃までに通知します。

● 応募先
〒400・8587
甲府市蓬沢1・15・35
山梨県自治会館2階
山梨県後期高齢者医療広域連合総務担当宛て
山梨県後期高齢者医療広域連合
☎055・236・5671
✉kouho@yamanashi-iryokukouki.jp

● 号、職業を郵送（はがきまたはメール（件名は「川柳応募」としてください）で応募ください。

● 展示等でお名前を使用させていただく予定です。本名での記載を希望されない方は、必ずペンネームをお書きください。

● ※ 受賞者には令和5年1月頃までに通知します。

● 応募先
〒400・8587
甲府市蓬沢1・15・35
山梨県自治会館2階
山梨県後期高齢者医療広域連合総務担当宛て
山梨県後期高齢者医療広域連合
☎055・236・5671
✉kouho@yamanashi-iryokukouki.jp

● 下水道排水設備工事
責任技術者認定試験

● 下水道の排水設備工事を施工する指定工事店には「下水道排水設備工事責任技術者」の資格を有する者の専属が必要です。
受付期間
9月15日（木）〜10月6日（木）講習会
10月25日（火）
午前10時〜午後4時
アイメッセ山梨（4階大会議室）試験
11月24日（木）
午後2時〜4時15分
アイメッセ山梨（4階大会議室）申込先
（公財）山梨県下水道公社
笛吹市石和町東油川字北畑417
※ 申込用紙等は、山梨県下水道公社ホームページでダウンロードできます（9月12日以降）。

● 山梨県下水道公社事務局
☎055・263・2738

● 画・立案のための基礎資料として活用されます。

● 調査対象は、統計理論に基づき無作為に選ばれた全国の約54万世帯（15歳以上の世帯員約108万人）です。9月下旬から、調査員が調査をお願いする世帯に伺いますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。

● 市民課 市民協働推進担当
☎32・5068

● 農家のリスクに備え「収入保険」へご加入を!!

収入保険は、すべての農産物を対象に、自然災害だけでなく、けがや病気、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う価格低下など、さまざまな要因による収入減少を補償する国の保険制度です。市でも農業者が負担する保険料の一部を助成しています。
青色申告をされている農業者が対象となります。ぜひ加入をご検討ください。

● 加入申込は、随時受け付けています。お問い合わせください。

● 山梨県農業共済組合（NOSAI山梨）中央支所 ☎22・5056／FAX22・0930

● 税務課からのお知らせ

● 相続人代表者の届出はお早めに
固定資産（土地・家屋等）の所有者が亡くなった場合、相続登記の手続きの有無にかかわらず、相続人代表者指定届の提出が必要です。
お手元に書類が届きましたら、速やかにご提出をお願いします。

● 家屋を新築・増築された方へ
令和4年1月2日以降に家屋を新築・増築された方には、評価額算出のため、家屋調査のお願いをしています。

● 調査日程は事前に確認させていただき、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じたうえで実施しますので、ご協力をお願いします（調査は1時間程度です）。

● 家屋を滅失された方へ
住宅や倉庫など、家屋の全部または一部を取り壊した場合は、その年内中に税務課まで届出をお願いします。

● 届出のあった家屋は、現地調査・確認のうえ、翌年度から取り壊し部分が一課税対象外となります。

● 自然災害等に被災された場合は
被災者が各種被災者支援を受けるためには「罹災証明書」の交付を受ける必要があります。

● 市職員が住宅の被害認定調査を行います。その前に建物の除去や被害箇所の修理、片付け等が完了してしまつと、調査が困難となるため、あらかじめ可能な限り被災状況の写真撮影を行い、保存しておいていただきますようお願いいたします。

● 被害状況の撮影上の留意点等は、市ホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。

● 大型特殊自動車をお持ちの方へ
大型特殊自動車を所有している場合は、償却資産の課税対象となり、固定資産税が発生する場合があります。

● 次の基準により償却資産に該当する場合は、毎年1月31日までに償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。

● 大型特殊自動車とは
道路運送車両法第3条で定める「大型特殊自動車」は、主に建設等のための機械として車両や無限軌道等をもつて陸上を移動することが可能となつていますが、自動車税の課税対象ではなく、固定資産税（償却資産）の課税対象となります。

● 一般用、建設用
シヨベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、アスファルト・フィニッシャー、タイヤ・ドー

● 大型特殊自動車をお持ちの方へ
大型特殊自動車を所有している場合は、償却資産の課税対象となり、固定資産税が発生する場合があります。

● 次の基準により償却資産に該当する場合は、毎年1月31日までに償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。

● 大型特殊自動車とは
道路運送車両法第3条で定める「大型特殊自動車」は、主に建設等のための機械として車両や無限軌道等をもつて陸上を移動することが可能となつていますが、自動車税の課税対象ではなく、固定資産税（償却資産）の課税対象となります。

● 一般用、建設用
シヨベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、アスファルト・フィニッシャー、タイヤ・ドー

● ザ、ダンパ、フォーク・リフト、ホイール・クレーン等で次のいずれかに当てはまるものは大型特殊自動車とみなされます。
長さ4.7mを超えるもの
幅1.7mを超えるもの
高さ2.8mを超えるもの
最高速度15km/hを超えるもの
農耕作業用
農耕トラクター、農業用薬剤散布車等で、最高速度35km/hを超えるもの（サイズ等は基準なし）。

● その他
ポール・トレーラー等

● 大型特殊自動車の基準を超えないものは「小型特殊自動車」となり、公道での走行の有無に関わらず軽自動車税（種別割）の対象になります。税務課市民税担当でナンバープレートの交付を受けてください。

● また、自動車税および軽自動車税（種別割）の対象となる車両は、固定資産税（償却資産）には該当しませんので、申告の際はご注意ください。

● 税務課 資産税担当
☎32・5065

● 秋の全国交通安全運動

「子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保」を重点目標に、秋の全国交通安全運動が実施されます。ルールとマナーを守り、交通事故防止に努めましょう。

● 期間 9月21日（水）〜30日（金）

● 市民課 市民協働推進担当 ☎32・5068

● 国民健康保険税第3期の納期限について

9月30日（金）が納期限です。
お忘れにならないようご注意ください。

● 口座振替の方は、9月30日（金）に振り替えますので、前日までに残高をご確認ください。

● 納税相談を税務課収納担当窓口にて随時行っています。

● 税務課 収納担当 ☎32・5074

● 秋の全国交通安全運動

「子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保」を重点目標に、秋の全国交通安全運動が実施されます。ルールとマナーを守り、交通事故防止に努めましょう。

● 期間 9月21日（水）〜30日（金）

● 市民課 市民協働推進担当 ☎32・5068

● 国民健康保険税第3期の納期限について

9月30日（金）が納期限です。
お忘れにならないようご注意ください。

● 口座振替の方は、9月30日（金）に振り替えますので、前日までに残高をご確認ください。

● 納税相談を税務課収納担当窓口にて随時行っています。

● 税務課 収納担当 ☎32・5074

令和5・6年度
甲州市地域福祉推進委員を募集

新型コロナウイルス感染症拡大状況により、イベントや相談会等が中止・延期となる場合があります。
なお、参加にあたっては、事前検温やマスク着用等、感染症対策へのご協力をお願いします。

- 所掌事務
 - 甲州市地域福祉計画の進行状況の確認および推進のための方策の検討
 - 計画の見直しに関すること など
 - 募集人員
 - 若干名(委員総数は15名以内)
 - 任期
 - 委嘱の日から2年間
 - 次の要件を全て満たす方
 - 市内に在住する方
 - 市の地域福祉について感心やご意見をお持ちの方
 - 令和4年4月1日現在で満18歳以上の方
 - 平日開催の会議(2回〜3回を予定)に出席できる方。
 - ※ 常勤の公務員の方は除きます。
 - ※ 申込書に必要事項を記入し、次のチームによる作文(様式自由800字程度)を添付のうえ、郵送または持参により提出してください。
 - テーマ「甲州市の地域福祉推進に向けた私の意見」
 - ※ 提出された書類は返却しませんので「ご返却」承ください。
 - 応募期間
 - 9月1日(木)〜16日(金)
 - 選考
 - 選考委員会を開催し、提出された書類を基に審査します。選考が終了次第、郵送により本人宛てに通知します。
 - その他
- 申込書は提出先の窓口に着用して

相談



要予約
無料法律相談

- 9月15日(木)
- 午後1時30分〜4時30分
- 勝沼防災センター 2階 会議室A
- 甲州市民
- 定員
- 6名(1名につき30分以内)
- ※ 9月5日(月)午前8時30分〜14日(水)まで予約を受け付けます。
- ※ なるべく多くの方に相談機会を設けるため、回数を制限させていただきます。
- ※ 場合があります。
- 市民課 市民協働推進担当
- 32・5068
- 要予約
- 暮らしとくころの無料法律相談会
- 労働、雇用、多重債務、生活保護、セーフティネットなどの相談に応じます。
- 9月10日(土)
- 午後1時〜4時
- 山梨県弁護士会館
- ※ 9月9日(金)午後5時まで予約を受け付けています。
- 山梨県弁護士会
- 055・235・7202

要予約
司法書士による無料相談会

- 相続や会社関係の登記、土地・建物の名義変更、遺言、成年後見等の相談に応じます。
- 9月17日(土)
- 午後1時30分〜4時30分
- 街の駅やまなし
- ※ 相談時間は1組につき40分以内
- ※ 書類の作成指導や審査は行いません。
- ※ 初めのご相談に限りです。
- 山梨県司法書士会
- 相続登記相談センター
- 055・253・2376

うちの子「結婚」しないのかしら？

独身のお子様の結婚相談承ります

お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談下さい

☎055-288-1038

結婚相談所 ムスベル

要予約不要・無料
消費生活相談

- 消費生活相談員が消費生活に関するトラブル(電話詐欺や架空請求、フリーングオフ等の相談)に応じます。お困りの方はぜひご利用ください。
- 甲州市民、山梨市民
- 甲州市会場
- 9月7日(水)〜14日(水)／21日(水)／28日(水)
- 甲州市役所本庁舎 1階 相談室 (市民課内)
- 山梨市会場
- 9月6日(火)／13日(火)／20日(火)／27日(火)
- 山梨市役所
- 市民課 市民協働推進担当
- 32・5068

要予約不要・無料
勝沼・大和地域行政相談

- 行政に関わることでお悩みの方は、この機会にご利用ください。
- 9月16日(金)
- 午後1時30分〜3時
- 大和ふるさと会館 2階 研修室3
- 甲州市民
- 市民課 市民協働推進担当
- 32・5068

要予約不要・無料
障害者差別に関する相談

- 「これって障害者差別では？」障害者の方にどのような配慮をするべきか？」などの相談に応じます。
- 福祉総合支援課 相談支援担当
- 32・0285
- FAX 20・6167

要予約不要・無料
合同相談

- 身近な相談窓口として毎月開催しています。行政、人権、家庭のことでお悩みの方は、この機会にご利用ください。
- 9月8日(木)
- 午後1時30分〜3時
- 市役所本庁舎 2階 第1会議室
- 甲州市民
- 市民課 市民協働推進担当
- 32・5068

要予約・無料
甲府年金事務所出張相談

- 年金請求手続き、年金受給者の死亡に関する手続き、年金加入・納付記録の確認や年金額の計算など
- 9月22日(木)
- 午前の部 午前9時30分〜正午
- 午後の部 午後1時〜4時
- 市役所本庁舎 1階
- 市民ギャラリー
- 基礎年金番号が確認できるもの(年

要予約・無料
成年後見制度・相続に関する相談会

- 将来に備えるための成年後見制度相続、遺言書の作成等について、司法書士が相談に応じます。
- 9月28日(水)
- 午後1時30分〜4時30分
- 塩山保健福祉センター 2階 視聴覚教材室
- 市内在住者
- 定員 4名(1名につき40分以内)
- 電話でお申し込みください。9月1日(木)午前8時30分から受け付けます。
- 甲州市社会福祉協議会 権利擁護支援センター
- 34・8195

要予約・無料
あんしん相談

- 閉じこもりがちになった、無口になった、会社や学校に行けない、家族関係や友人関係がうまくいかななど、メンタルヘルスを中心とした相談に応じます。

- 随時
- 午前9時〜午後4時
- 来所を基本としますが、ご事情により訪問等の対応も行います。ご相談ください。
- 電話でお申し込みください。
- その他
- 保健師、社会福祉士がそれぞれの専門により対応します。また、必要と判断された場合には精神科医師の対応も可能です。
- ※ 精神科等の医療機関の紹介を目的とした相談ではありません。
- 福祉総合支援課 相談支援担当
- 32・0285
- FAX 20・6167

要予約無料
もの忘れ相談

- 最近もの忘れしやすくなり心配な方や、気になる症状が出てきた家族への対応方法など、日下部記念病院の認知症専門医が相談に応じます。お気軽にご利用ください。
- 9月16日(金)
- 午後1時30分〜
- 市役所本庁舎 1階
- 市民ギャラリー
- 9月13日(火)までにお申し込みください。
- ※ 毎月第3金曜日に開設しています。
- 介護支援課
- 地域包括支援センター
- 32・5600



特設行政相談所

無料

- ① 10月17日(月)～23日(日)は「行政相談週間」です。事業の一環として、特設行政相談所を開設します。
- ② 年金・福祉、登記事務、道路、窓口サービス、国・県等の業務について、ご意見・ご要望がございましたらご相談ください。
- ③ 10月7日(金) 午後1時～3時
- ④ 市役所本庁舎 1階
- ⑤ 市民ギャラリー
- ⑥ 甲州市民
- ⑦ 秘密は固く守られます。
- ⑧ 市民課 市民協働推進担当 ☎32・5068

イベント

要申込・無料

申込受付中

芸術を楽しむ秋のタベ

- ① 市民の皆さまに芸術に触れていただく機会を提供するため、毎年音楽コンサート等を開催しています。
- ② 今回は、世界中で活躍されている大沢聡氏にオカリナを演奏していただきます。秋の夜長に素晴らしい音楽をご堪能ください。

要申込・無料

市民教養講座

おしゃれの基本・パーソナルカラー講座

- ① 自分に似合う色をまとめれば、仕事や日常生活がより華やかになります。男女問わず、ぜひご参加ください。
- ② 10月21日(金) 午後6時45分～8時45分(午後6時30分受付開始)
- ③ 甲州市民文化会館 2階 第3会議室
- ④ 市内在住または在勤の方
- ⑤ 講師 山梨英和大学メイプルカレッジ カラー講座講師 中澤諄子氏
- ⑥ 筆記用具
- ⑦ なるべく自分似合うと思う色の服装でお越しください。
- ⑧ 定員 15名(先着順)
- ⑨ 9月5日(月)～10月14日(金)の間に、電話またはメールでお申し込みください(土・日・祝日を除く午前9時～午後5時)。
- ⑩ 生涯学習課 社会教育担当 ☎32・5067
- ✉s-gakushu@city.koshu.lg.jp

要申込・無料

甲州市アドベンチャークラブ参加者募集

- ① 10月の活動
- ② 大菩薩登山
- ③ 市内在住の小学校4年生～6年生

お知らせ

相談

- ① 10月7日(金) 午後7時～8時
- ② (午後6時30分開場)
- ③ 甲州市民文化会館 ホール
- ④ 甲州市在住または在勤の方
- ⑤ 定員 200名(先着)
- ⑥ 9月30日(金)までに電話またはメールでお申し込みください(土・日・祝日を除く午前9時～午後5時)。
- ⑦ 定員に達し次第締め切ります。
- ⑧ 主催 甲州市生涯学習市民協議会
- ⑨ 共催 甲州市教育委員会
- ⑩ 甲州市生涯学習市民協議会事務局(生涯学習課 社会教育担当内) ☎32・5067
- ✉s-gakushu@city.koshu.lg.jp

第17回甲州市民親睦ゴルフ大会

- ① 10月4日(火)
- ② 塩山カントリー倶楽部
- ③ 市内在住または在勤の方
- ④ 競技方法 前半9ホールの集計にて成績確定(新ペリア方式)
- ⑤ プレー費 8,000円
- ⑥ (セルフ、食事・ソフトドリンク付き)
- ⑦ 参加費 2,000円
- ⑧ 募集人数 200名(50組)
- ⑨ 募集期限 9月16日(金)まで
- ⑩ 定員に達し次第締め切ります。
- ⑪ 甲州市スポーツ協会各支部ゴルフ部長

講座・教室

要申込

市民教養講座 日本の礼法と折形

- ① 折形(おりがた)とは武家礼法の一つで、約600年の歴史を持つ日本独自の文化で、贈り物を和紙に包んで直接手渡す日本独自の礼法です。日本文化の基本を知り、今に残る作法の意味を学びましょう。講師にはテレビをはじめ世界でご活躍されている山根一城氏をお迎えします。ぜひご参加ください。
- ② 10月12日(水) 午後6時45分～8時45分(午後6時30分受付開始)
- ③ 甲州市民文化会館 2階 第3会議室
- ④ 市内在住または在勤の社会人以上
- ⑤ 定員 30名(先着順)
- ⑥ 講師 山根折形礼法教場宗主 山根一城氏
- ⑦ 500円
- ⑧ 筆記用具・定規
- ⑨ 9月5日(月)～10月7日(金)の間に、電話またはメールでお申し込み

イベント

講座・教室

- ① 生涯学習課 スポーツ振興担当 ☎32・5098
- ✉32・2837

要申込・無料

肺活量と体幹UP！プロの音楽家によるボイストレーニング

- ① 正しい姿勢や呼吸法、発声法などの基礎から本格的な歌唱技術まで、プロの音楽家によるボイストレーニングを体験。肺活量・発声力の向上を図ります。
- ② 9月24日(土) 午前10時～正午
- ③ 甲州市民文化会館 2階 大会議室
- ④ 市内在住・在勤・在学者(小学3年生以下は保護者の同伴が必要)

要申込無料

バレエストレッチ教室

- ① 子どもからシニア世代の方まで簡単にできるストレッチを中心に、美しい姿勢の維持や柔軟性、筋力アップに効果の高いバレエの動きを学びます。
- ② 9月25日(日) 午前10時～正午
- ③ 甲州市中央公民館 2階 第3会議室
- ④ 市内在住・在勤・在学者(小学3年生以下は保護者の同伴が必要)
- ⑤ 定員 20名
- ⑥ 講師 バレエ講師・バレエダンサー 小池沙織氏
- ⑦ 飲み物(水分補給用)、フエイスツール、バスタオルまたはヨガマット・ジョイントマット、
- ⑧ 動きやすい服装でご参加ください。
- ⑨ その他 「健幸ポイントこっしゅっ」の運動コースとして、参加者に10ポイントを付与します。
- ⑩ 9月6日(火)～20日(火)の間に電話または中央公民館窓口でお申し込みください(月曜・休館日を除く午前9時～午後5時)。
- ⑪ 生涯学習課 公民館担当 ☎32・1411

- 定員 20名
- 講師 音楽教室Amour Music asa主宰 近藤愛氏

- ① 飲み物、フエイスツール
- ② 動きやすい服装でご参加ください。
- ③ その他 令和5年2月まで毎月開催予定。各回基礎レッスンを含み、個々のレベルに合わせて進行します。受講中の感染症対策として、市が配布するマウスシールドの着用をお願いします。
- ④ 「健幸ポイントこっしゅっ」の運動コースとして、参加者に10ポイントを付与します。
- ⑤ 9月6日(火)～20日(火)の間に電話または中央公民館窓口でお申し込みください(月曜・休館日を除く午前9時～午後5時)。
- ⑥ 生涯学習課 公民館担当 ☎32・1411



入館に際して 開館時間や休館日は別紙情報カレンダーやホームページをご確認ください
マスク着用入退館時の手指消毒・ソーシャルディスタンス(お互いの距離)の確保にご協力ください



大和図書館蔵書点検のお知らせ

大和図書館は蔵書点検、館内整備作業のため次の期間を休館します。ご理解ご協力をお願いします。

※休館時の返却はブックポストへお願いします。
(AV資料・相互貸借資料を除く)

休館期間 9月1日(木)～9日(金)

塩山図書館 ワークショップ メモ帳でつくろう第2弾！ ペーパーフラワーでアレンジメント

日 時 9月11日(日)午後2時～
会 場 中央公民館
要申込 10名(お申し込みは塩山図書館まで)

知的書評合戦ビブリオバトル IN 塩山②

日 時 9月25日(日)午後5時15分～
会 場 塩山図書館 閲覧席
紹介本のテーマ「あき」
秋・空き・安芸・アキ・飽き・開き・明き…バトラーが
思い思いの「あき」の本を持って集まります！
観覧は自由です。お時間までにお集まりください。

甘草屋敷子ども図書館 秋のパークライブラリー

日 時 10月8日(土)午前10時～
会 場 甘草屋敷子ども図書館
①お父さんのお話会 午前10時～10時30分
②パークライブラリー 午前10時30分～午後3時30分
③ワークショップ 午後1時30分～
(お申し込みは9/10(土)～塩山図書館まで)

お問い合わせ先

塩山図書館 ☎32-1505
勝沼図書館 ☎44-3746
大和図書館 ☎48-2921
甘草屋敷子ども図書館 ☎33-5926

勝沼図書館 第25回ぶどうとワインの資料展【予告】

「誠は成るなり 高野正誠 生誕170年
だれかの一步は 未来の一步」

会 期 10月1日(土)～11月29日(火)

会 場 勝沼図書館

明治時代、異国の地フランスでワイン醸造を学んだ高野正誠。彼の著書「葡萄三説」を中心に、明治から現代にかけての地域産業の在り方などをご紹介します。あらためてぶどうとワインを考え、楽しんでいただける資料展を実施します。

勝沼図書館 ぶどうとワインの資料展連動企画

『松方正義書簡』を読む』

日 時 10月8日(土)午後2時～
講 師 小野 正文文化財指導監
会 場 勝沼図書館 視聴覚室
(お申し込みは9/13(火)～勝沼図書館まで)

甘草屋敷子ども図書館 企画展『おばけの蔵』好評につき延長決定！

10月31日(月)まで

〈図書館のおはなし会〉

図書館では木曜日午前10時30分から乳幼児向けのおはなし会を行っています。

- ・第1木曜 甘草屋敷子ども図書館
- ・第2木曜 大和図書館(9月は蔵書点検ため休止)
- ・第3木曜 勝沼図書館
- ・第4木曜 塩山図書館

読み聞かせだけでなく、手遊びやわらべうた、パネルシアターなども行います。お申し込みは不要です。



新型コロナウイルス感染症拡大状況により、イベントや相談会等が中止・延期となる場合があります。
なお、参加にあたっては、事前検温やマスク着用等、感染症対策へのご協力をお願いします。

Information

要申込

「フラワーアレンジメント」講座 「ハロウィンVersion」

④ ハロウィンをテーマとした生花や
花材を使い、特別なフラワーアレン
ジメントを体験できます。
⑤ 10月9日(日)
⑥ 午後2時～3時30分
⑦ 甲州市民文化会館 2階
⑧ 第3会議室
⑨ 定員 10名
⑩ 講師 お花*和・c.o 井之上和子氏

⑪ 花切り用はさみ、持ち帰り用の段
ボール
⑫ 1,000円(当日徴収)
⑬ 9月7日(水)～30日(金)の間に電
話または中央公民館窓口でお申込
みください(月曜・休館日を除く午
前9時～午後5時)。
⑭ 生涯学習課 公民館担当
☎32・1411

勝沼ぶどうの丘 施設案内ツアー と親子テーブルマナー教室

① ぶどうの丘の施設を巡りながら、
甲州市のワイン産業を学びます。
② テーブルマナー教室では、食事をし
ながらソムリエがテーブルマナー
を解説します。
③ 10月10日(月・祝)
④ 午後2時～3時30分
⑤ 勝沼ぶどうの丘 展望ワインレストラン

⑥ 市内の小中学校に通う小学4年生
以上の児童、生徒とその保護者
⑦ ￥1組1,500円
⑧ 定員 7組
⑨ 申込期間 9月5日(月)～30日(金)
⑩ 甲州市勝沼ぶどうの丘
☎44・2111
✉info@budounooka.com

県立産業技術短期大学校 能力開発セミナーのご案内

※ 講座内容、日程、定員、受講料、申込
方法等の詳細はお問い合わせくだ
さい。
① 山梨県立産業技術短期大学校
塩山キャンパス
☎32・5202

ハロウィンイベント 9月21日(水) 発売!!

1枚300円
この宝くじの収益金は市町村の明るく
住みよいまちづくりに使われます。
(公財)山梨県市町村振興協会

日下部警察署

INFORMATION

☎22-0110

9月11日は「警察相談の日」です。

警察では、犯罪や事故の発生には至っていないストーカーやDVなど、犯罪などによる被害の未然防止に関する相談や、普段の生活の安全や平穏に関するさまざまな悩み事や困り事の相談に応じています。

緊急を要する事件・事故は110番、緊急ではない事件・事故は各警察署、身近な相談は警察相談専用電話「#9110」と覚えて利用してください。また、県下各警察署や交番等でも相談に応じています。

●山梨県警察総合相談室 #9110
●警察相談専用電話 ☎055-233-9110
●日 下 部 警 察 署 ☎22-0110

薬物乱用・ダメ！・ゼツタイ！

禁止薬物の使用は、健康に悪い影響を及ぼすとともに、薬物依存になると、不安、幻聴、幻覚、被害妄想などの症状が現れます。

薬物使用者の多くは、仲間からの誘いやちょっとした好奇心から安易に使い始めています。

薬物使用の危険性は身近にあり、自分には関係ないと思わないことが大切です。

薬物について悩みや疑問を感じたときは、最寄りの警察署または次の相談窓口にご相談してください。

●薬 物 相 談 電 話 ☎055-228-8974
●日 下 部 警 察 署 ☎22-0110



自分たちの街だから、自分たちの手で守りたい。消防団員募集

消防団は、消防・防災のリーダーとして、地域に密着し、住民の安全と安心を守る重要な役割を担っています。あなたのチカラが消防団には必要です。

■募 集 資 格 市内在住または在勤の18歳以上の方(男女は問いません)
■待 遇 年報酬・手当支給、公務災害補償、退職報償金(勤続5年以上)

⑥ 総務課 防災危機管理室 ☎32-5041



The Social Security and Tax Number System

マイナンバーカードに関するお知らせ

問 市民課 住民記録・戸籍担当 ☎32-5061

休日にマイナンバーカード関係の手続きができます ※完全予約制

- 日 時 9月11日(日)・24日(土)午後1時～5時
- 場 所 市役所本庁舎 1階 市民課
- 内 容 マイナンバーカードの申請、受け取り、更新、暗証番号変更・初期化、マイナポイント予約・申し込み
- 予約方法 希望日の前開庁日までに電話でご予約ください。
※持ち物等は、ご予約時に説明させていただきます。

暮らしに便利な
マイナンバーカード！
甲州市のカード交付率は、
43.1%です。(8月1日現在)



『マイナンバーカード出張申請サポート』

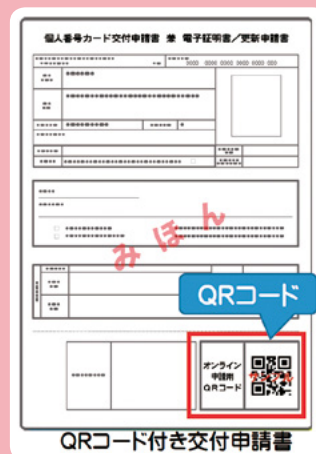
市の職員が企業・学校・サークル等のご希望の場所に出向き、マイナンバーカードの申請サポート(顔写真の撮影と申請書の受付)を行います。申請時に、本人確認等の必要な条件を満たせば、できあがったマイナンバーカードを本人限定受取郵便によりご自宅へお送りします。出張申請サポートをご希望の場合は、お電話等にてお気軽にご相談ください。

まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ QRコード付き交付申請書をお送りします

- 7月下旬から9月上旬にかけて、マイナンバーカードをお持ちでない方に、オンライン申請が可能なQRコード付き交付申請書を順次お送りしています。
- QRコード付き交付申請書は、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から送付されます。
- 申請書右下のQRコードをスマートフォンなどで読み取ることでオンライン申請ができます。

※令和4年度中に出生した乳児、在留期間の定めのある外国人住民など別途申請勧奨を行う方等を除く方が対象となります。また、令和3年度末に後期高齢者医療広域連合から交付申請書が送付された75歳以上の方には送付されません。

※紙の申請書と返信用封筒も同封されていますので、郵送申請も可能です。



■やまなし森の印刷紙
この印刷紙には、山梨県有林からの木材が
使用されています。



マチを好きになるアプリ
広報誌をスマートフォンや
タブレットで



選ぶ、楽しさ。
昭和堂
創業 96 年
☎ 32-1325
甲州市塩山下於 1541-1 (塩山バイパス通り)
定休日 水曜
営業時間 10:00~19:00

甲州市地域応援商品券 取扱店舗追加のお知らせ

塩山地域

Salon de Cherily、Snack & Bar Seven23、(株)栄和交通 東部営業所、(株)山田印刷所、(有)矢崎住宅設備、おさかな屋 きたいさん、東京靴流通センター 塩山店、奥藤第十分店、桃光、ABCホームズ、ABCアドバイザーズ合同会社

勝沼地域

内田フルーツ農園、勝沼食堂 パパソロッテ、(有)天野印刷所
※商品券は順次、世帯ごとに簡易書留郵便で配布しています。不在票が入っていた場合は記載されたお問い合わせ先へご連絡ください。

問 観光商工課 商工振興担当 ☎32-5091